

運営事業者	名称（項目）	制度内容／対象者／他
全国土木建築 国民健康保険組合	人間ドック	【内容】 生活習慣病の予防及び疾病の早期発見のため、組合直営の厚生中央病院のほか、委託契約を結んだ健診機関で人間ドックを実施し、その検査に要する費用の一部を補助する 【対象者】 30歳以上（年度末年齢）の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（年度内1回に限る） 【その他】 自己負担額は、健診料金から補助額を差引いた額で、健診料金は、委託機関によって異なる ※30歳、40歳、50歳及び60歳（年度末年齢）の被保険者家族が受診した場合、窓口精算時に、自己負担額に対して16,000円を限度補助する（令和3年4月1日付新設：健診費用補助制度）※申請不要
全国土木建築 国民健康保険組合	歯科検診	【内容】 むし歯・歯周病の予防や疾病の早期発見のため、歯科検診事業を歯科検診センターに委託し、全国の提携歯科医院で半年に1回を限度に歯科検診(無料)を実施する 【対象者】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者 【その他】 ＜内容＞むし歯・歯周病・歯垢・歯石のチェック、その他口に関する相談 ＜所要時間＞約15分 ＜料金＞半年に1回を限度として無料 ＜場所＞株式会社歯科健診センターが提携した全国の歯科医院
全国土木建築 国民健康保険組合	インフルエンザ予防接種費用の補助	【内容】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者が、病（医）院又は事業主が設置する事業主診療所(室)でインフルエンザ予防接種を受けたとき、その接種費用の一部を補助する 【対象者】 毎年9月から翌年2月の間に予防接種を受けた組合員及び組合員の世帯に属する被保険者 【その他】 組合員・家族（被保険者）又は事業主が病（医）院で支払った額（事業主診療所においては接種者負担額） ただし、①組合員又は被保険者（家族）1人につき合計で2,000円を限度とする ②12歳以下（年度末年齢）の被保険者については、対象期間内で2回以上予防接種を受けた場合、1回の補助額は2,000円を限度とし、1人につき2回まで補助する
全国土木建築 国民健康保険組合	胃内視鏡検査費用の補助	【内容】 胃内視鏡検査を受けたときは、その検査に要した費用の一部を補助する （組合の補助による人間ドック、生活習慣病健診、胃検診及び海外勤務者健康診断において、胃内視鏡検査（食道及び十二指腸を含みます）を受けることにより追加料金（胃部エックス線検査との差額）が発生した場合が対象となる ただし、検査中に発見された潰瘍・ポリープの切除等の保険診療扱いとなる場合や、治療目的で受けた検査は補助の対象外となる） 【対象者】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者であって、50歳以上の偶数年齢（年度末年齢）の方ただし、前年度に補助を受けていない場合は、奇数年齢であっても補助対象とします （前年度が補助対象の場合に限ります） 【その他】 補助額は年度内1回、1人につき3,000円を限度とする（胃部エックス線検査の直接撮影と胃内視鏡検査費用との差額が対象となりますが、間接撮影による胃部エックス線検査のみ実施している健診機関の場合、間接撮影の検査費用との差額になります）
全国土木建築 国民健康保険組合	子宮がん検診費用の補助	【内容】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者が、子宮がん検診を受けたときは、その検査に要した費用の一部を補助する ※子宮頸部細胞診（自己採取法を除く）による子宮頸がん検診（問診、視診、内診及びコルポスコプ検査を含む）（保険診療によるものを除く） 【対象者】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者であって20歳以上の偶数年齢（年度末年齢）の女性ただし、前年度に補助を受けていない場合は、奇数年齢であっても補助対象とする （前年度が補助対象の場合に限る） 【その他】 補助額は年度内1回、2,000円を限度とする ただし、検診費用が補助額に満たない場合は、その検診費用額を限度とする
全国土木建築 国民健康保険組合	乳がん検診費用の補助	【内容】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者が、乳がん検診を受けたときは、その検査に要した費用の一部を補助する ※乳腺エコー検査による乳がん検診（問診、視診及び触診を含む）（保険診療によるものを除く） 【対象者】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者であって40歳以上の偶数年齢（年度末年齢）の女性ただし、前年度に補助を受けていない場合は、奇数年齢であっても補助対象とする （前年度が補助対象の場合に限る） 【その他】 補助額は年度内1回、4,000円を限度とする ただし、検診費用が補助額に満たない場合は、その検診費用額を限度とする
全国土木建築 国民健康保険組合	胃検診	【内容】 胃がん、胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの消化器系疾患の早期発見、早期治療を図るため、中部及び関西健康管理センター並びに委託機関において胃検診を実施し、その検査に要した費用の一部を補助する 【対象者】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者 【その他】 検診料金は、委託機関及び撮影方法（直接・間接）によって異なる ※50歳以上の偶数年齢（年度末年齢）の方が胃部エックス線検査を胃内視鏡検査に変更し、追加料金が発生した場合は申請により、その費用の一部を補助する
全国土木建築 国民健康保険組合	肝炎ウイルス検査費用の補助	【内容】 肝炎ウイルスに感染した可能性があるため、病（医）院等で肝炎ウイルス検査（HBs抗原・HCV抗体）を受けたときは、その検査に要した費用の一部を補助する 【対象者】 次の事由により肝炎ウイルス検査を受けた30歳以上（年度末年齢）の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者 ・検査日から1年以内の健診結果において、GPTの値が36U/Lであった場合 ・特別の事情により、肝炎ウイルスに感染した可能性がある場合 ※保険診療によるものを除く 【その他】 補助額は組合員・家族（被保険者）が病（医）院等で支払った額（ただし、1事由につき2,000円を限度とする）
全国土木建築 国民健康保険組合	特定健康診査・特定保健指導	（特定健康診査） 【内容】 内臓脂肪症候群（メタリック）の該当者と予備群を減少させるため、以下の被保険者を対象として特定健康診査を実施し健康診査に要する費用の一部を補助する 【対象者】 （特定健康診査） 毎年4月1日現在、本組合に加入されている方で、その年度において40歳～75歳になる被保険者 （特定健康診査受診日に75歳未満の方に限る） （特定保健指導） 【内容】 特定健康診査の結果や問診票から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防が必要と判断された方へ無料で特定保健指導を実施する 【その他】 （特定保健指導） 無料 【指導対象者】 動機付け支援対象者、積極的支援対象者
全国土木建築 国民健康保険組合	生活習慣病健診	【内容】 生活習慣病の予防及び疾病の早期発見のため、厚生中央病院、中部及び関西健康管理センターのほか、委託契約を結んだ健診機関で生活習慣病健診を実施し、その健診に要する費用の一部を補助する 【対象者】 30歳以上（年度末年齢）の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者 【その他】 健診料金は、委託機関によって異なる ※30歳、40歳、50歳及び60歳（年度末年齢）の被保険者家族が受診した場合、窓口精算時に、自己負担額に対して16,000円を限度補助する（令和3年4月1日付新設：健診費用補助制度）※申請不要

運営事業者	名称（項目）	制度内容／対象者／他
全国土木建築 国民健康 保険組合	保養宿泊施設(委託保養所)	【内容】 委託保養所としてホテル・旅館、キャンプ、休暇村の各施設と契約しているので、利用料金の一部を補助する 【対象者】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者 【その他】 補助額は1人1泊につき、大人(12歳以上)2,000円・子供(12歳未満)1,000円
全国土木建築 国民健康 保険組合	JTB・東武トラブーズ	【内容】 組合では、旅行代理店である旅行トラベーター（JTB）及び東武トラブーズ側と契約しているおり、両社と提携している日本国内のホテル、旅館などについて利用料の一部を補助する 【対象者】 組合員及び組合員の世帯に属する被保険者 【その他】 1人1泊につき、大人(12歳以上)2,000円・子供(12歳未満)1,000円補助 (利用料金の支払い時に、利用料金から補助額が差引かれるので残額を支払)
TSC	社会保険	【内容】 厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険加入 【対象者】 全役職員（勤務形態によって対象外の場合あり）
TSC	教育制度	【内容】 入社時研修、分野別教育、階層別研修、テーマ別研修、施工図研修等 随時実施 【対象者】全職員
TSC	公的資格取得奨励金	【内容】 入社後、公的資格取扱規程に定める届出対象資格を取得した者には、奨励度に応じて規程に基づき奨励金を支給する 【対象者】正社員
TSC	慶弔	【内容】 社員が結婚した時は結婚祝金、社員またはその家族が死亡した時は香料および供花料を支給する 【対象者】全役職員 【その他】 ・結婚祝金(30,000円) ・慶弔 香料(本人(管理職層以上200,000円・その他社員100,000円)・配偶者50,000円・両親・子女20,000円) 供花料(実費20,000円程度) ・特別有給休暇（各休暇日数：就業規則参照）
TSC	災害補償	【内容】 社員が業務に起因して負傷し、または疾病にかかった場合の補償（法定補償とその付加給付としての会社補償の2種類） ◆法定補償(労働者災害補償保険法その他の法令による補償・労働基準法に準拠して会社が行う補償) ◆会社補償(死亡見舞金・・・社員が業務上の災害により死亡した場合に遺族に対して支給、障害見舞金・・・社員が業務上の災害により負傷し、または疾病にかかり身体に障害が残った場合に支給、休業補償補給金・・・社員が業務上の災害により負傷し、または疾病にかかり療養のため労働することができなくなった場合に支給、葬祭料・・・社員が業務上の災害により死亡した場合に遺族に対して支給) 【対象者】全役職員 【その他】 (会社補償による見舞金等の支給金額) ①死亡見舞金(基本支給額3千万円・その他加給あり) ②障害見舞金(等級による) ③休業補償補給金(基礎日額×50%×30日分を毎月支給・支給期間は3か年を限度) ④葬祭料(全額支給)
TSC	通勤災害時の補償	【内容】 通勤災害により負傷し労働することができなくなった場合は、法定補償を受けられると同時にその付加給付として会社が休業補償補給金を支給する 【対象者】全役職員 【その他】 ①法定補償(労災保険法による) ②会社補償補給金(基礎日額×20%×30日分を休業期間中支給・支給期間は3ヶ年間を限度とする)
TSC	育児休業・介護休業	【内容】 子を養育する社員ならびに要介護状態にある家族を介護する社員の雇用の継続を促進するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、社員の育児ならびに介護に係る休業、短時間勤務、時差出勤、所定外労働の免除、深夜勤務の制限、子の看護休暇、介護休暇に関する制度の適用 【対象者】 (育児休業) 育児休業終了後も引き続き勤務する意思のある者で、1歳に満たない子と同居し養育する者 (育児休業以外) 育児休業および介護休業等に関する取扱規程 参照 (介護休業他) 介護休業後引き続き勤務する意思のある者で、要介護状態にある家族を介護する者
TSC	母性健康管理	【内容】 母性保護の充実を図る事を目的に、妊娠中および出産後1年以内の女子社員が、健康診査および保険指導を受診するために必要な時間や、その指導に基づく勤務時間の変更、勤務の軽減などに関する制度の適用 【対象者】 妊娠中および出産後1年以内の女子社員 【その他】 時間内通院の措置、勤務中の休憩の措置、妊娠中および産後の症状等に対応する措置、短時間勤務等の適用
TSC	制服	【内容】 制服ならびに作業装備貸与規程に基づき、会社が社員に制服を貸与する 【対象者】全役職員
熊谷組グループ	熊谷組（従業員）持株会	【内容】 社員が小額資金を継続的に積み立てることにより、熊谷組の株式の保有を奨励し、財産形成と共同体意識の高揚を図ることを目的とし、毎月一定の積立を行うものとする 【対象者】全職員 【その他】 従業員持株会は年2回（4月、10月）入会と口数変更を受付 毎月一定の積立(1口千円、上限40口)を行うものとし、熊谷組から積立金1口に対し100円(10%) の奨励金が支給される
熊谷組グループ	熊谷組G保養所	【内容】 軽井沢研修所（熊の杜）及び熊谷組が契約するリゾート施設等の利用が可能 【対象者】 全役職員(熊谷組グループ社員とその家族・親戚・友達も利用可能) ※社員の同伴なしで利用できる施設もあるが、その場合の施設に対する補償は、利用者本人となる 【その他】 申込方法は施設により異なる
熊谷組グループ	住友林業の住宅割引	【内容】 熊谷組グループ社員が、住友林業から住宅建築・増改築・建売住宅の購入をする場合、提携法人特典が適用され下記の通り割引が受けられます 【対象者】 全役職員(熊谷組グループ社員) 【その他】 新規に住宅を建築する場合…本体価格（消費税を除く）から5%割引増改築する場合…工事代金（消費税を除く）から5%割引 住友林業の建売住宅を購入する場合…販売価格（消費税を除く）の0.5%割引